

日時：令和4年(2022年)10月5日(水) 15:00~17:00

場所：市役所 3-3会議室

欠席委員：なし

傍聴者：なし

委員長

開会

<市長から開会にあたり挨拶>

事務局

委員の出席確認・会議の成立

9名の委員全員が出席しており、会議が成立していることを報告。

委員長
事務局

傍聴希望者の確認

本日の傍聴者はいるか。

本日の傍聴者はいない。

諮問

<市長から諮問書を委員長に手交>

事務局

行政評価委員会における事業検証について

<事務局から説明>

- ・宝塚市の事業検証について
- ・検証に係るスケジュール、行政評価委員会における事業検証について
- ・事業検証結果等について

委員

行政評価委員会では、何を定めることができ、それがどう生かされるのかが分かれば、何のために、何を見るのかということがよりはっきりする。

事務局

5月から市の内部での検討作業を行った。どんな課題があるか、どういった改善ができるかを、内部で議論し、その結果をまとめたものが本日の資料。この行政評価委員会での検証にあたっての視点を資料に記載している。方向性が妥当かどうかをまずはご確認いただき、何かご意見があればいただきたいと思う。例えば、こういった視点で整理をした方がいいのではないかなど、追加のご意見や、或いは、効果が出たか、方向性としては違うのではないかとといったご意見などをいただきたい。いただいた意見について、どう対応するか、市の内部で検討し、意見を参考に、素案に反映できるところを反映した上で、案を作成し、11月以降の都市経営会議にて市の検証結果として、正式に確定をさせるという流れになる。それまでの過程の中で、行政評価委員会の方からのご意見を賜りたいと考えている。

委員

妥当ではないという意見も可能ということで了承した。

委員

意見の対象は6事業か。

事務局

令和3年度から引き続き検証している5事業に加え、令和4年度の対象として新たに28事業、合わせて33事業、検証を行った。今回、皆様方にご意見を賜りたいと考えているものは、R4行政評価委員会対象事務事業の一覧に掲げている6事業。

委員 方向性の決定に至らず引き続き検討としたものが今回検討しなければならない事業に入っているが違うように思う。

事務局 市の内部で5月頃から検証を続けてきたが、方向性の決定に至らず引き続き検討とした事業は生活道路整備事業と特別支援教育推進事業と、子ども支援事業の3事業があるという状況。これらは今年度の検証の結果としては引き続き検討という形で整理を行い、年明けから来年度にかけて市の内部で引き続き検証作業を行う。引き続き検討としているにも拘らず、今回の行政評価委員会の評価対象になっていることについては、行政評価委員会でご審議をいただくにあたり、基本的には市の内部で整理できたものについて、ご意見を伺うべきではないかという考えがある。ただ、全体の事業を見る中で、行政評価委員会にご審議、ご意見をいただき、それを踏まえて検討していきたい事業として委員長と調整をさせていただき、今回の対象に入れさせていただいた。

委員 検証に当たっての視点について、事業の内容そのものに対する意見か指標に対する意見のみなのか。

事務局 事業の内容、指標のどちらにも、ご意見をいただければと考える。

議事

【特別支援教育推進事業】

事務局 <事務局から事業概要と検証結果について説明>

委員 阪神間の例では学級数の規模の違いを言っていたが、一番違うのは、特別支援学校。養護学校の記載は宝塚市と尼崎市だけだが他市はないのか。加えて、いわゆる特別支援学習支援介助員に大きなばらつきがある。例えば、尼崎市ならボランティア、西宮市であれば学校協力員がおり、介助員の数にばらつきがあり、それが影響するのではと思う。特別支援学校は、宝塚市とこの資料で単純に比較して良いのか、補足説明があるのか。

特別支援担当副課長 ご指摘の通り、各市、養護学校があるが、この表では漏れている。統一した書式で理解していかなければいけないと思う。これまでは県でも、介助員の数、学級数を統一した書式で管理したものがなかった。最近調査があり、参考にすべき統一の形だと感じていた。宝塚市では、通常学級の支援には介助員がいないが、別の事業で、通常学級の支援がある。芦屋市や尼崎市は通常学級の支援もこの表に載っていて、同じ資料にはなかなかしにくいと感じている。

委員長 文部科学省にて比較や整理した資料はあるのか。全国の基準のようなものを整理し比較可能な意思決定に使えるような資料はないのか。

学校教育室特別支援・人権教育担当次長 基準等、明確な資料がなかったり、呼び方が異なったりしている。文部科学省の出しているものでいえば、特別支援教育支援員が、ここでいう介助員に当たる。これに関しては生活介助という限定がある。みんなが平等に学べるよう、特別支援教育支援員を配置するという動きがある。国庫負担をしながら、やっていくとなっている。地方財政措置として普通交付税の対象に当たるが、実際に何分の1というような形での補助というものではない。

委員長 交付税措置をされている数字の把握はできるのか。

事務局 当事業については、市の単独事業として整理している。どの程度、交付税措置さ

委員長

れているかという計算は非常に複雑であり、現時点で明確な答えはできない。理論的な値としては答えることができるかもしれないが、詳しく調べてみないと出せるか出せないかもお答えしかねる。

いずれにしても、見直しをして中長期的に削減をしていく、という話に万が一なかった場合には、国からの交付税も減るということになるので、計算をしなければ市として意思決定は適当ではないということにもなるため調べられる範囲で調べた方がよい。介助員だけでなく、何種類もサポートいただいている方々がおり、財源関係については複雑かもしれないが、しっかり調べて検証するのがよいのではないかと。それに付随して、資料3-6のコスト及び成果の中の財源内訳で国支出金 令和2年度1160万円。これは何か。

特別支援担当
副課長
委員

国庫支出金については手元に資料がないため確認する。

事業自体は法律で義務づけられており、弱者保護の社会通念やダイバーシティ&インクルージョン、SDGsの4番の平等な教育など有用性の高まりから、やはり受益者負担を求めない義務的事業の継続は妥当だと思う。市として行うべき公共サービスそのものである。ただ、やはり効率性や実効性を評価する意味では、少子化の中でも、対象児童の人数が逆に微増、またはほぼ横ばいである。障碍の種類などいろいろあると思うが、微増の理由やデータの内訳等を調べて、児童生徒数の傾向や介助員、支援員の充足率が、小学校、中学校で各々どれぐらいが妥当かという指標を設けるのが良い。政府から指針やデータが出ていれば参考にしたら良いと思う。どうも数字のばらつきが多く、効率性については妥当かどうか分からない。将来の少子化傾向の中で非常に大変な仕事を担う貴重な支援員が分散化または不足していくことも懸念される。そうするとボランティアや近隣との協働、広域事業化、民営化などを視野に中長期的な対応の検討も必要かと思う。

委員

企業側から見れば、障害者雇用促進法で法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられている。5000人ぐらいの企業だと100名程度の雇用義務が発生する。特別教育はまだ義務教育の一環だが、この人たちが、社会で自立して生計を立てることが最終目的だと思う。そうしたときに、今のデジタル化社会や労働の多様性を考えると、音楽やスポーツなどの基本的な教育の充実も大事だが、例えばITの勉強をするなど、中には非常に特化したスキルを持っている方もおられる。そういうことを踏まえ、将来の職種やニーズの多様化に応じた効果的な教育支援のあり方、従来の仲良し学級の延長線だけではなく、パソコン等の専門的なIT教育を取り入れるなど、やはり民間企業や受け入れ側の意見を聞くために、意見交換会を行えば、内容的にも充実していくのではと思う。

委員

阪神間の比較資料について、普通に考えれば同じような事業で同規模であれば3倍も予算が違うことは考えにくい。そういう意味では、事業内容が本当に同じなのかなど、きっちり検証を行う必要があるのかと思う。効率性を見るのであれば、規模の違いが当然あるので、1人当たりの費用、もしくは学級あたりなど、比較できる指標を導入すればいいのかと思う。

委員

阪神間の比較資料について、総額が出ているが、やはり中身を見ないとわからな

い。特に低いところも目につくが、川西市にしても西宮市にしても、お金のかかり方が違うと想定されるので、例えば医療的ケア児の対応をどれぐらいしているなども関わってくると思う。比較は数量的なこともあると思うが、中身についてもう少し丁寧な表を作って比較してみることが必要。むしろ、それぞれの自治体間の特別支援教育に関する施策の比較として、金額を比較するというより、中身を伴った検証を行うことが、施策に対するフィードバックとしては活きるのかと思う。また、人数というより、事業概要や事務事業評価表に出ている事業では児童生徒一人一人の個別のニーズに応じた介助員や介護師、学習支援人員等の人的配置を行うということが目標になっている。同じ100人というカウントであっても、どのような対応が必要かは個別の障碍によって大きく変わるので、絶対値にならざるを得ないところもあるかと思う。という前提で、成果指標について、保護者に対するアンケートの実施を考えているとのことだが、資料3-6-1によると、成果指標欄は運動会の参加者数やOT・ST相談件数は指標として不適切ではないかと思う。むしろその指標自体をアンケートの中から読み取ることで、どの施策やどの対応に対して効果や評価が高いのかといった個別のニーズに応じて人的配置を行い、その人の能力やQOLの向上を目指す、その先に就労もあるかもしれないが、それも個々に応じざるを得ない。そうすると、成果指標にも、どれだけ応じているのかということが入ると思う。241人程度だと、アンケートを行っても、何となく傾向や評価の高いものがわかったりする部分、定量的というよりやや定性的な部分があっても、指標が作っていけるのではと思う。ぜひ、そういった目線で、アンケートを活かしてほしい。各自治体の比較を丁寧に見ることが大事だと思う。現場職員の負担の話になるが、それが施策に生きる評価に繋がっていくと思う。ちなみに、阪神間の自治体同士で、互いに比較したいという機運はないのか。もしあるのであれば、連絡協議会のようなものを組成し、互いの事業やコスト、実施施策などを比較しながら検討するのが、それぞれの自治体でも非常に効果的ではないかと思った。

委員

先ほどの、令和2年の自治体間の比較について、幼稚園が入っているところと入っていないところがあるが、それはなぜか。幼稚園は学校の一種で、入っても構わないと思うが、どうカウントしているかわからないので、明確化する必要があるかと思う。充足率の妥当性については同意するが、介助員1人当たりの子どもの数などで、何か指標はつくれないかと考えていた。ただ、特別支援教育となると、教員数が充足しているか、例えば、正規教員或いは非常勤のどちらが多いかによって、介助員の必要性や程度が変わってくるのではと思うので、行政間での比較にはそういった観点も必要なのではないかと思う。特別支援学校と特別支援教室の子どもの配置や子どもの障碍の程度、教員の配置も異なるため、比較の際は分けて行ったほうがいいのではと思う。予算が非常に増加するという一方で、削減の方向性については、他市はボランティアの活用があって良いと思うが、ボランティアを容易に使うのではなく、使うのであれば有償ボランティアにしていきたいと思う。例えば教員養成の学生単位を取り入れ、インターンシップという科目で学校に行き、学生たちがさまざまな現場の実践をするようなこともいいのではと思った。

委員

どの市でも同程度のサービスを受けられるのが望ましい。宝塚市は近隣市と比べるとサービスはどの程度なのか。

学校教育室特別支援・人権教育担当次長

充足しているが、すべてのニーズに対応しきれていないので課題はもちろんある。

【障害者（児）医療費助成事業・乳幼児等医療費助成事業】

＜事務局から事業概要と検証結果について説明＞

委員

大きな論点は、世帯合算を兵庫県に準じて入れるかどうか。制度見直しについては、どちらか一方を見直すということもありうる選択肢ということか。

事務局

市の内部の議論の中では、片方だけといった意見もあったが、事務局としては、見直すのであれば、乳幼児と障害者の両方でなければ、説明が難しいのではないかと、なぜこれだけかとなる。市として、基本的に所得を判定する際には世帯で見る、という大きな方針として整理をするというのが良いのではないかと考えていた。医療費助成事業に限らず他のいろんな市の単独事業の中で、世帯合算してないものもあり、そういったものも含めて、見直しを検討すべきではないかと、内部では議論をしていた。

委員

人口が減少し、税収も少なくなる中で、乳幼児医療助成に魅力を感じ、世帯で引っ越してこられる方がいれば、当然税収もあり、将来的には良いこともあると思う。そのため、この指標の中で、長いスパンで考え、子育て世代の人口であるとか、そのような指標を設定するのはいかがか。それが将来的に魅力ある宝塚市、ぜひ皆が住みたいというような市に繋がるのではないかと考えた。

事務局

確かに近隣市や兵庫県下の自治体でも、アピールし、市外から呼び込む事業展開をされている自治体もある。こういう制度を充実させることで、そういった効果がおそらくあるだろうと考えているが、明確にこの事業でどれだけの効果があるのかわからないことが悩ましい。医療費助成事業を充実させることで、子育て世代が呼び込めたのかどうかという因果関係が、はっきり示せない。

委員

10年先を見据えてバックキャストした事業計画を立て、運営を行う必要がある。単年度の結果評価ではなく、その先の目標との連続性を考慮する必要がある。第6次宝塚市総合計画や、宝塚市の人口ビジョンを拝見した。人口減少の緩和目標が立てられており、現状22万人の人口が2060年には成行きで15万人へ減少するのを17.4万人に留めるとされている。色々な施策を打って、長期戦にはなるが、約2万人の人口減を食い止めようという意思表示が伺える。企業であれば、この約2万人の人口減少や子育て支援や、産業振興でどれだけ人口を呼び込むかという目標と施策へ展開し、ある程度粗いシミュレーションをして、大きな予算を決めている。社会保障の充実という足元の課題と子育て支援という将来の課題でどちらの予算を増やすのかは、限られた財源の中でも永遠の課題。どちらも重要だが、将来の人口減少緩和の布石として考えるならば、宝塚市の強い意志と本気度を示し、選択と集中など優先順位の議論を行い、トップダウンである程度方向性を決めなければ堂々巡りになると思う。この事業自体は絶対必要だと思う。免疫力、抵抗力のない乳幼児がコロナ禍の中で生まれたとき、手厚いケアは子育て支援としては非常に有効であり、最終的には受給者の所得制限をゼロにする、すなわち子育て費用、医療や教育をゼロにすることは人口減少の緩和策としては極めて有効になってくると思う。ただ、足元の社会保障や福祉の負担増も課題であり、どちらを優先するかしつかり

医療助成課長

議論すべき。どれだけの投資をすれば、産業や人口が増えていくのか、コンサルを使ってシミュレーションするなど、やり方はいろいろあると思うが、大きな方針を決めなければ、この議論は纏まらないと感じた。

所得制限撤廃の場合の試算については、令和3年度実績ベースで2億3000万円。ただ令和2年度と令和3年度はコロナ禍の影響があるので、コロナ禍前の令和元年度で試算すると、2億6000万円の新たな市の負担が発生する。

委員

世帯合算をしないほうがいいと思う。乳幼児に影響が大きいという話があったが、若い人の世帯の方が厳しい状況にある。また、収入自体も厳しい状態にあるので、世帯合算をするということは乳幼児の親である若い世代にインパクトが大きいと思い、より慎重であるべきだと思う。障害者医療と乳幼児医療を分けて考えればいいのではとなるかもしれないが、障害者医療の対象者数への影響が0.3%だということを考えれば、分けるのは望ましくない。乳幼児と若い世代に影響が大きい。また、例えば新生児難聴や感染症についても、早期に受診することで発見が早くなり、そのあとの影響やケアの対応を早くすることが、その後に、より悪くなって多くかかる費用を軽減するという面もあるので、0歳から7歳未満まではできるだけ早期に受診してもらおうというのが、本来、制度として予定されていたのではないかなと思う。ただ、無料のための過剰な受診が事例としてあるならば、そこはフォローしなければいけないと思うが、過剰な受診を測定するには利用している人達の声が必要であると考え。この分野は少子化もあり、世帯ごと引越すという話もあったが、引越すことができない世帯が一番大変。声が上げにくい層、特に子どもが小さい層にとって、このコロナ禍のインパクトを受けたところは慎重であるべきではないか。特に、受診料が無料であるがゆえに早期に受診できるということの所得以外のメリット、早期に対応することで、結局医療資源も少なく済むということが、乳幼児に関しては特にありうるといえるのではないかと考える。なお、成果指標のところ、方向性のあるところの①「市民アンケートによる成果指標の設定について検討する」と書いてあるが、市民アンケートは、その施策に対して評価する対象者として非常に曖昧すぎる場所があるので、市民アンケートは適していないと考える。例えば小児科にアンケートを置いていただけるとよりよい。市民アンケートでは成果指標の設定というのは、逆に当事者ではない、何となく感覚的に感じている人の声が可視化されてしまうところがあるのではないかと懸念している。

委員

世帯合算の趣旨としては、どういうものか。共働き世帯の増加や社会情勢の変化、世代間の公平の確保の観点だとおっしゃっている。公平性の観点で提起いただいているのかと思うがもう少し詳しく説明いただきたい。

事務局

社会が大きく変わり共働き世帯が増えてきている中、やはり世帯間の公平性の確保の観点から時代に合った制度に変えていくことが、まずは必要ではないかと提起をさせていただいた。

委員長

不平感はその受益者側にあり、これを解消するための選択肢の一つとして世帯合算がありうるという提起だと思うが他に不平感を取り除くための選択肢はあるのか。

医療助成課長

世帯合算については、県下各市町、所得制限の撤廃、一部負担金なしという方向に進んでいる。併せて、対象者を拡大するという流れがある。世帯合算については、

不公平感の観点から事業検証を継続しているところだが、世帯合算そのものについて、担当窓口では特に不公平だという意見は聞いてはいない。どちらかというと、所得制限をなくして欲しいと聞く。所得制限をなくして一部負担金を導入するという形を大阪府下では、43市町村のうちの42市町村で導入している。兵庫県下においても、これに準じる形にしているところもある。本市においては、所得制限を維持しつつ、世帯合算導入について、現在継続して検討中である。

委員 将来的に考えて世帯合算は適していると思った。ここでの市民税所得制限23万5000円で、おおよそ年収手取りはどれぐらいか。

医療助成課長 世帯構成によって多少は異なるが、年収換算すると大体750万円から800万円くらい。給与収入であれば大体それくらいになる。

委員 共働きが増えており、世帯収入で見るとは妥当ではないかと考えていたが、合算してしまうと基準が厳しくなり、それは避けた方がいいと思っていた。その親の背景によって、その子どもが受けられるサービスを左右させることはあまり好ましくないと思うので、この市民税の所得割額を合算した上で、国や県基準よりも、宝塚市は上げる方法もあると思った。

委員 世帯合算の話があるが、医療や介護保険等、1自治体では賄いきれないということで広域化が進んでいる。国民健康保険であれば、県下統一される。広域でないといけないという中で、宝塚市も独特の方針があるだろうが、基本的なくくり、例えば所得のところは、兵庫県は世帯合算している。障害については、4級3級は対象外。宝塚市も、県に合わせていくべきではないかと思う。

委員長 世帯合算等のあり方、或いは世代、受給世帯間の公平性の観点所得制限のあり方については、庁内でも、両論があったということだが、この場でも賛否両論があり、なかなか難しい問題である。

委員長 本日の会議は、これまでとする。